

大和市公告第179号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和43年3月4日第364号で位置を指定した道路の一部を次のとおり廃止した。

なお、関係図書は、大和市街づくり計画部建築指導課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月9日

大和市長 大木 哲

廃止年月日	廃止番号	道路の位置	幅員(m)	延長(m)	申請者
平成25年12月3日	大和市指令(建指位指)第25-10号	大和市中心林間三丁目4174番54及び55の各一部	4.00	7.20	大和市中心林間三丁目21番10号 須藤 笑子